

住宅用火災警報器を 設置しましょう!!



現在、戸建住宅はもちろんのこと、長屋住宅、共同住宅（自動火災報知設備が設置されている場合は不要）を含むすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

毎年、住宅火災による死傷者が多数発生していますが、その原因の多くが「逃げ遅れ」によるものです。住宅用火災警報器は、煙を自動的に感知し、警報音や音声などで知らせてくれるため、火災の早期発見に大変有効です。

大切な家族やご自身のために、まだ設置していない場合は早期に設置してください。

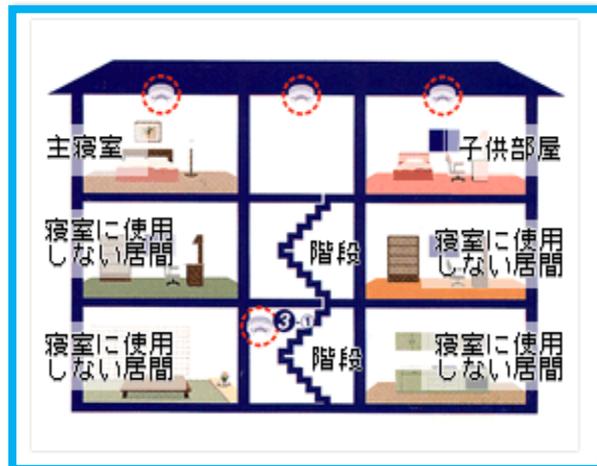
設置場所

- ・寝室（就寝に使用するすべての部屋）
- ・寝室がある階の階段（避難階を除く。）

《2階建ての場合》



《3階建ての場合》

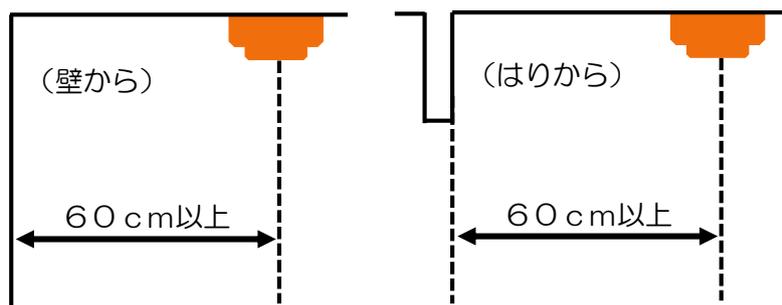


※1…3階に寝室がある場合は、1階の階段に設置

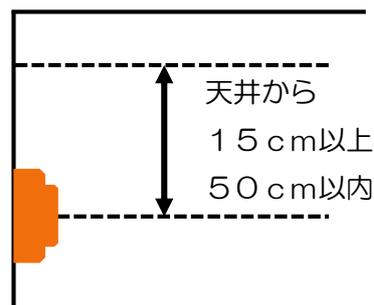
※2…1階に寝室があり3階に寝室以外の居室がある場合は、3階の階段に設置
（※1、※2ともに2階の階段に設置されている場合は不要）

取付け位置

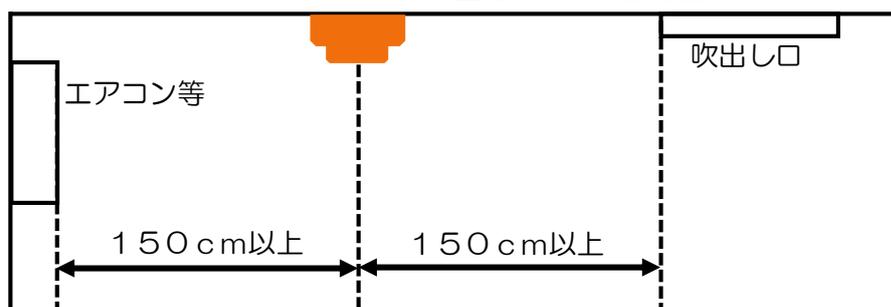
《天井に設置する場合》



《壁に設置する場合》



《エアコンや換気口の吹出し口がある場合》



住宅用火災警報器の種類

住宅用火災警報器には煙式のものや熱式のもの、電池式や家庭用電源を使用するものなど、いろいろな種類のものがあります。

岩倉市では、寝室や階段に設置するものは**煙式**のものとしています。

《天井に設置するもの》

《壁に設置するもの》



購入方法

お近くのホームセンターや電器店、ガス事業者などから購入が可能です。価格はメーカーや種類により異なりますが、NSマークがついているものは国が定める基準を満たしている機器ですので、ご購入の際は確認してください。

また、悪質な訪問販売等の事案も報告されているため、十分に注意してください。



維持管理について

住宅用火災警報器はほとんどのものが電池式であるため、電池が切れると作動しなくなります。点検ボタンを押すなどして作動確認を行ってください。ホコリなどは誤作動の原因となるため、定期的に掃除してください。

また、本体もセンサー等の寿命により交換が必要です。10年を目安に交換してください。

《問合せ先》

岩倉市消防本部総務課総務グループ
TEL 0587-37-5333